

令和 7 年 10 月 8 日

関係者各位

更生会社株式会社ケンショウ
管財人 弁護士 山 本 幸 治

更生計画案の付議決定に関するお知らせ

当社は、令和 7 年 5 月 15 日に大阪地方裁判所から更生手続開始決定を受け、関係者の皆様のご協力を得ながら更生手続を遂行して参りましたところ、同年 9 月 22 日、裁判所に更生計画案を提出し、本日、当該更生計画案を決議に付する旨の決定（付議決定）を受けましたので、ご報告いたします。

今後は、更生計画認可決定を受け、債権者の皆様に対し、更生計画に従った弁済を行っていきたいと考えておりますので、本更生計画案の内容についてご理解を賜り、ぜひとも、同意の方向での投票をご検討していただきますようお願い申し上げます。

更生計画案の要点は、以下のとおりとなっております。更生計画案の概要、今後のスケジュールについては、次項以下をご参照ください。

【更生計画案の要点】

- 当社は、建設工事業界で十分な実績を有し、かつ、過去に更生手続による自主再建を成し遂げた村本建設株式会社の支援を受けてコスト管理のノウハウを吸収し、全社的にコスト管理の姿勢を徹底することで利益率を向上させ、安定的に事業を継続していくことを基本的な経営方針として、事業再建を図る
- 更生計画案提出時点での確定一般更生債権数は 111 件、確定一般更生債権額（約定劣後更生債権を除く）は約 24 億 6300 万円（その他更生担保権、優先的更生債権、共益債権あり）
- 一般更生債権のうち、①10 万円以下の部分について弁済率は 100%、②10 万円を超える部分について弁済率は 16%（更生計画認可決定日から 1 か月を経過する日の属する月の末日までに一括弁済）
- 更生計画認可決定後、資本金の額の減少と全株式の消却を行い、村本建設に対して普通株式を割り当てる（新資本金額 4000 万円）

【更生計画案の概要】

第1 更生計画案提出までの経緯

1 更生手続開始決定

更生会社株式会社ケンショウ（以下「更生会社」という。）は、グループ企業間での多額の資金融通等を原因として、令和7年4月25日に大阪地方裁判所に更生手続開始の申立てを行い、同年5月15日に更生手続開始決定がなされた。

管財人には、申立代理人弁護士山本幸治が選任され、管財人は、10名の管財人代理による管財人団を組織して更生手続を進めている。

なお、本更生手続では、更生手続開始の申立てに伴い、稲田正毅弁護士が調査委員に選任された。

2 更生債権等の届出と調査

本更生手続では、141件の債権届出がなされ、届出債権に対する債権調査について、社内の管理データと各債権者から受領した請求書等を照合し、迅速且つ効率的に債権調査を進めた。

債権調査の結果、確定した一般更生債権の金額は、約24億6300万円である。

3 スポンサー選定状況等

スポンサー選定にあたっては、入札手続により多数のスポンサー候補者を募る時間的余裕はなく、早期に更生会社に対する信用補完及び資金支援を実行することが可能なスポンサー候補者の探索を優先することを基本方針とした。保全管理命令発令後、直ちにスポンサー募集を行い、複数の問い合わせが入ったものの、村本建設株式会社（以下「村本建設」という。）以外に、具体的な支援条件を提示し、かつ早期に支援を開始する意向を示すスポンサー候補者は現れなかった。

そこで、更生会社は、村本建設との間でスポンサー支援に関する協議を行い、早期の信用補完及び資金支援を受けることを目的として、令和7年5月2日付けで、スポンサー候補者として具体的協議を開始するための基本合意書を締結し、その後、村本建設の女川勢順氏を事業家管財人代理に選任するなど、取引先各社との関係維持に必要な信用補完、資金支援及び業務支援等の具体的な支援を受けてきた。

更生会社は、村本建設との間で、スポンサー支援の具体的な内容・方法について協議を重ねた結果、裁判所の許可を得て、令和7年9月19日付けでスポンサー契約を締結するに至った。その概要は以下のとおりである。

- ① 更生会社に対して、清算価値保障原則を充足する更生計画を遂行するために必要となる弁済原資及び運転資金等を賄うために第三者割当増資又は貸付け等の支援を行う。
- ② 更生計画に基づく更生担保権者及び更生債権者に対する弁済の履行を保証する。

4 経営責任等に関する調査

管財人は、更生手続開始決定後、会計帳簿その他関係書類の精査や関係者に対するヒアリング等により、粉飾決算の事実に関する調査を実施した。その結果、ケンショウが、決算書において売上高と外注費の双方を嵩上げするとともに、期末に未成工事支出金を計上して、完成工事原価を 80%程度（すなわち粗利益率が 20%程度）になるようにし、自社の事業規模と収益を実態よりも大きく見せる会計処理を行うなど、粉飾決算の具体的内容が明らかとなった。

当該粉飾決算について、現時点で、役員等責任査定決定が必要な事情までは認められていないが、当該粉飾決算による過年度の法人税等の過大な納付については、令和 2 年 5 月期から令和 6 年 5 月期までの事業年度に関する法人税及び消費税等について、更正の請求を行っている。また、調査の過程において判明した更生会社の元代表者に対する多額の貸付金に関しては、返還請求を行っている。

第 2 会社の資産及び負債の状況

令和 7 年 5 月 15 日（更生手続開始決定日・基準日）における財産評定後の資産・負債の状況は以下のとおりである。

資産総額	566,424,411 円
負債総額	3,057,629,999 円
内共益債権	177,987,356 円
優先的更生債権	22,101,997 円
更生担保権	35,643,010 円
一般更生債権	2,821,897,636 円
内約定劣後債権	355,100,000 円

他方で、令和 7 年 5 月 15 日（更生手続開始決定日・基準日）において、会社を清算することを前提として資産の評価を行い、更生債権確定見込額を前提として計算した清算配当率は、8.01%である。

第 3 更生計画の骨子

更生会社は、建設工事業界で十分な実績を有し、かつ、過去に更生手続による自主再建を成し遂げた村本建設株式会社の支援を受けてコスト管理のノウハウを吸収し、全社的にコスト管理の姿勢を徹底することで利益率を向上させ、安定的に事業を継続していくことを基本的な経営方針として、事業再建を図る。

1 更生担保権

更生担保権のうち、①担保不動産は、速やかに売却し、当該売却代金額から更生手続費用及び売主負担の諸費用等を控除した額（実質売却価格。但し、実質売却価

格が確定更生担保権額（不動産）を上回った場合は確定更生担保権額（不動産）とする。）を売却代金受領日から 1 か月以内に、②確定更生担保権額（リース）については、更生計画認可決定日から 1 か月を経過する日の属する月の末日までに、一括で弁済する。

2 優先的更生債権（租税等の請求権及び労働債権）

更生手続開始決定日以降の延滞金等の全額について免除を受け、①租税等の請求権（延滞金等は全額免除）は、免除後の債権を更生計画認可決定日から 1 か月を経過する日の属する月の末日までに、②労働債権（開始後利息等について全額免除）は、免除後の債権を更生計画認可決定日から 1 か月を経過する日の属する月の末日までに、一括で弁済する。

3 一般更生債権（取引債権等）

元本等更生債権（確定した一般更生債権のうち、元本並びに開始決定日前日までの利息及び損害金）について、弁済率（①10 万円以下の部分は 100%、②10 万円を超える部分は 16%）を乗じた額の合計額を、更生計画認可決定日から 1 か月を経過する日の属する月の末日までに一括で弁済し、元本等更生債権のうち弁済を行った後の残額及び開始後利息等については、弁済を行った日に全額免除を受ける。

なお、約定劣後更生債権については、更生計画認可決定日において、その全額の免除を受ける。

4 株主

(1) 更生計画認可決定確定後最初に行う募集株式発行の効力が生じる日に発行済株式の全てを無償取得する。

(2) 前項に基づく株式の取得と同時に、その保有する自己株式全てを消却する。

(3) 減少する資本金の額は以下のとおり

更生計画認可決定日 20,000,000 円（減少後の資本金額 20,000,000 円）

5 募集株式の発行と資本金

村本建設に対し、以下のとおり募集株式を割り当てる。

① 募集株式の種類：普通株式

② 募集株式 1 株当たりの払込金額：25,000 円

③ 募集株式の数：800 株

④ 払込期日：更生計画認可決定日とする。但し、管財人は、裁判所の許可を得て、払込期日を変更し、更生計画認可決定日以降の任意の日を新たな払込期日として定めることができる。

⑤ 増加する資本金の額：20,000,000 円（増加後の資本金額 40,000,000 円）

【今後のスケジュール】

日程	内容
令和7年9月22日	更生計画案の提出
令和7年10月8日	更生計画案の付議決定
令和7年10月中頃以降（予定）	更生計画案の発送
令和7年11月12日	書面投票期間満了

- ※ 書面投票の結果、同意が法定の可決要件を満たす場合には、更生計画案は可決されます（可決要件については、本日付けで掲載しております「今後の更生手続に関するQ & A」のQ3をご覧ください。）。その後、裁判所が更生計画を認可するか否かを判断することとなります。

以上